

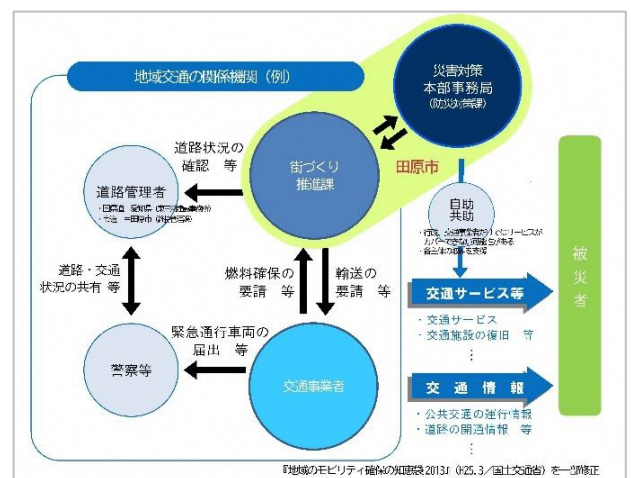
# 田原市大規模災害時公共交通行動方針の策定及び交通事業者との大規模災害時における支援に関する協定の締結について

## 1 田原市大規模災害時公共交通行動方針の策定について

- (1) 目的 大規模災害時には発災から復興まで中長期的な対応が求められ、その後の生活再建や安定、復興まちづくりが必要となる中で、市、交通事業者及び関係機関が相互に連携・協力し、迅速かつ臨機応変に地域モビリティのサービスを提供・再開する仕組みを構築することを目的に行動方針を策定した。
- (2) 策定時期 令和2年3月

- (3) 主な記載内容
- 行動方針の適用範囲・期間
  - 災害発生時の行動方針
  - 災害対応の体制の確保
  - 交通に係る情報の収集と共有
  - 公共的交通安全サービスの提供 等

※詳細は資料4-2  
「田原市大規模災害時行動方針」とおり



## 2 大規模災害時における支援に関する協定について

- (1) 目的 大規模災害時における地域モビリティの確保を目的として、市内に営業所を構える交通事業者（バス・タクシー車両を有する事業者）と被災者の車両による輸送等の支援に関する協定を締結した。
- (2) 締結日 令和2年3月27日（金）
- (3) 協定参加者
- 田原市
  - 豊鉄バス株式会社（伊良湖本線・支線）
  - 豊鉄ミディ株式会社（市コミュニティバス、市スクールバス）
  - 豊鉄タクシー株式会社（市コミュニティバス、タクシー事業）
  - 渥美交通株式会社（市コミュニティバス、タクシー事業）
  - 東神観光バス株式会社（市スクールバス）
- (4) 協定内容（支援要請内容）
- 被災者の車両による輸送
  - 災害対応に必要な要員の車両による輸送
  - その他車両による支援 等
- (5) 公表
- ①議会報告 R2.2.18 / 総務産業委員会
  - ②報道発表 R2.3.16 / 報道機関発表（投げ込み）
  - ④広報 R2.5.1 / 広報たはら5月1日号